

## 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

## 1 条例（一部改正）の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

## [省令改正の趣旨等]

- ・趣旨 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議。）において、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所（家庭的保育事業等）卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされた。
- ・施行日 令和2年4月1日

## [家庭的保育事業等について]

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型あり、0～2歳の子どもを保育する事業をいう。

## 2 条例改正の概要

- (1) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）の連携施設の確保について、利用している乳幼児を優先的に取り扱うなど保育の提供の終了後（卒園後）も引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすることができるよう、第6条第4項に第1号、第2号を追加する。

※連携施設の協力内容

- ①卒園後の受け皿 ②代替保育の提供 ③保育内容の支援

(2) 居宅訪問型保育事業において、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の実施については現在でも可能であるが、そのような保育の提供が可能であることを明記することとし、第37条第4号を一部追加する。

### 3 条例の施行日 公布の日

### 4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>一 <u>市長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>二 <u>家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（<u>同項第二号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるも</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限</p>

改正後	改正前
<p>の（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p> <p>第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>五 （略）</p>	<p>る。）であって、市長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p> <p>第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>五 （略）</p>